

議第九十一号

県の行う建設事業に対する市町村の負担金の変更について

県の行う建設事業に対する市町村の負担金について（昭和四十九年三月議第三十九号議決）を次のとおり変更するものとする。

令和三年六月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

「下水道法」を「及び下水道法」に改め、「及び過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第六項」を削る。

表中

林道事業（山のみち地域づくり交付金に係る事業に限る。）	過疎地域公共下水道代行業業		
	その他の市町村	公共事業	公共事業
林道事業（山のみち地域づくり交付金に係る事業に限る。）	公共事業	公共事業	公共事業
		事業費の 5 100	事業費の 27.5 100
林道事業（山のみち地域づくり交付金に係る事業に限る。）	公共事業	公共事業	公共事業
		事業費の 5 100	事業費の 35 100

に

を

改め、同表備考第二号中「過疎地域自立促進特別措置法第十四条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第十六条第一項」に改め、同表備考中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とする。